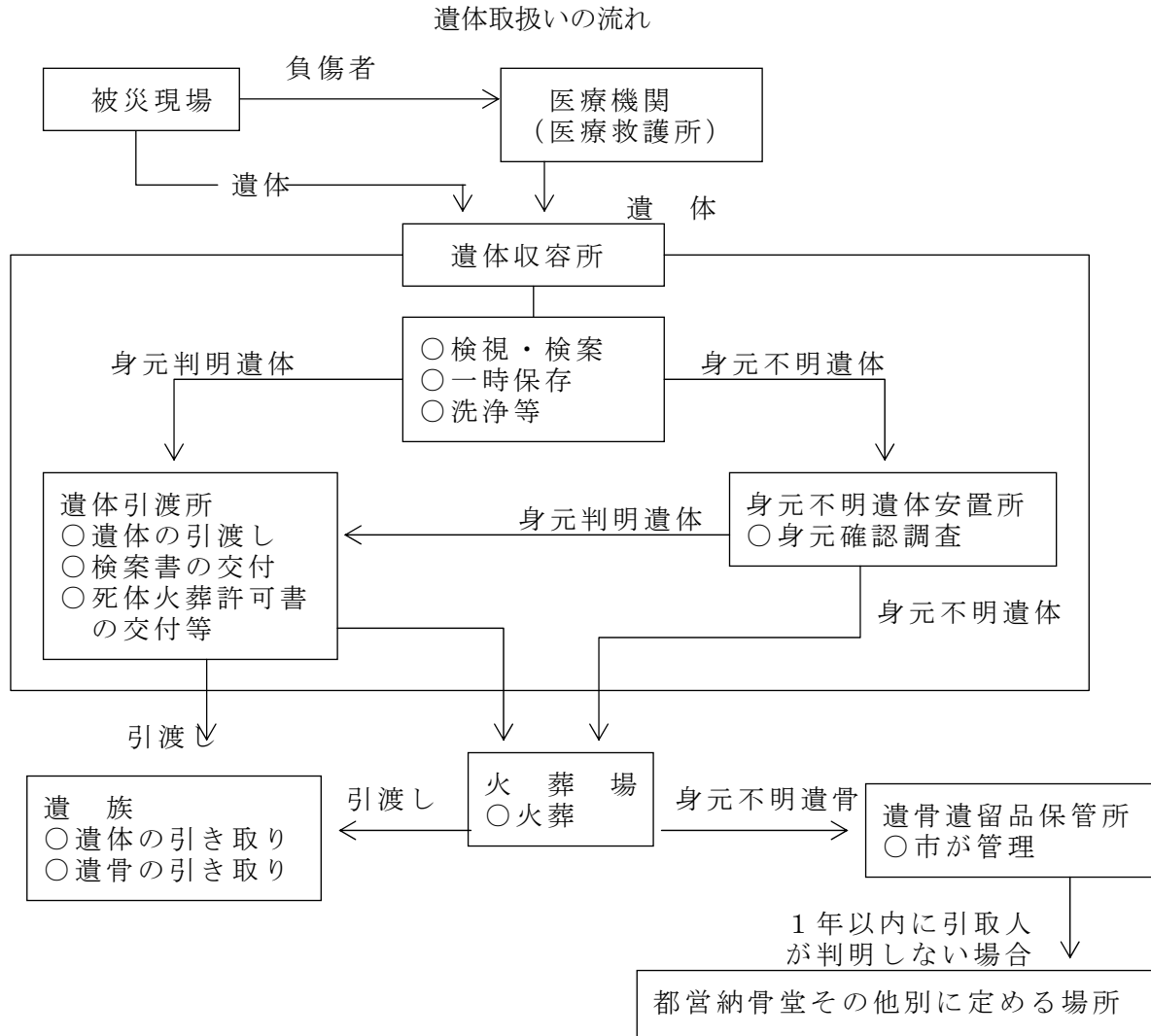


第14章 遺体の取扱い

災害に際し、行方不明者や死亡者が発生したときは、その搜索、收容、検視、検案、火葬等の各段階において、都各部局、市区町村及び関係機関相互の連絡を密にして遅滞なく処理し、人心の安定を図ることが必要である。

本章においては、行方不明者や遺体の取扱い等について必要な事項を定める。



1 搜索・收容等

(1) 遺体の搜索

行方不明者のうち、周囲の事情からすでに死亡していると推定される者の遺体の搜索は、次のとおりとする。

① 機関別活動内容

ア 市

都各部局、警察、関係機関及びその他関係機関の協力を得て、作業員の雇上げ、車両、機械器具の借上げ等の方法を講じ、遺体の搜索を実施する。

イ 福生警察署

市が実施する遺体の捜索に協力する。

また、各警察署において、行方不明者の届出受理の適正を期するとともに、情報の入手に努め、調査を実施する。

なお、身元不明者については、所持品、着衣、特徴等を写真撮影するとともに、遺品を保存し身元の確認に努める。

② 捜索の期間等

ア 捜索の期間

災害発生の日から10日以内とする。

イ 期間の延長

災害発生の日から11日以上経過してもなお遺体を捜索する必要がある場合は、捜索の期間内（10日以内）に下記の事項を明らかにして知事に申請する。

(ア) 延長の期間

(イ) 期間の延長を要する地域

(ウ) 期間の延長を要する理由（具体的に記載すること）

(エ) その他（延長することによって捜索されるべき遺体数等）

ウ 必要帳票等の整備

市は、遺体の捜索を実施した場合、次の書類・帳票を整備する。

(ア) 救助実施記録日計表

(イ) 捜索用機械器具燃料受払簿

(ウ) 死体の捜索状況記録簿

(エ) 死体の捜索用関係支出証拠書類

(2) 遺体の搬送（遺体収容所まで）

市は、遺体収容所の管理者に連絡の上、作業員の雇上げ、又は警察署等関係機関の協力を得て、遺体を遺体収容所に搬送する。

都総務局は、市が行う遺体の搬送について、市及び関係機関等との連絡調整を行う。

(3) 遺体の収容等

① 遺体の収容

市は、災害発生後速やかに富士見斎場に遺体収容所を開設し、必要器具を用意した上で、遺体を収容するとともに、開設状況について都及び警察署に報告する。

また、遺体収容所の開設、運営に関して、市の対応能力では十分でないと認められるときは、都及び関係機関に応援を要請する。

② 遺体収容所

遺体収容所においては、検視・検案の実施、死体検案書の交付、死亡届の受理、火葬許可証の交付等の関係法令に基づく手続き、遺体の引き渡しや一時的な保存、必要に応じて遺体の洗浄等を一括的に処理することとする。

なお、市は大規模災害等により多数の死亡者が発生する場合に備え、都及び関係機関と協議し、遺体収容所の事前指定等遺体を迅速に収容する体制を確立する。

③ 遺体の一時保存

災害時の遺体は、その顔貌の形状を止めていない場合が多く、識別を正確に行うため、遺体の一時保存を行う。

④ 遺体の洗浄等

泥土、汚物等が付着したまま遺体を放置することは腐敗を速め、衛生上好ましくない。又、遺体の識別を容易にするためにも洗浄等の処置が必要となる。

このため、市は、都福祉保健局と協議の上、必要に応じて作業員の雇上げ、遺体の洗浄、縫合、消毒の処置を実施する。

⑤ 遺体処置の期間

遺体処置の期間は、災害発生の日から10日以内とする。

⑥ 期間の延長（特別基準）

11日目以降も、遺体の処置を必要とする場合は、期間内（10日以内）に下記の事項を明らかにして、知事に申請する。

ア 延長の期間

イ 期間の延長を要する地域

ウ 期間の延長を要する理由（具体的に記載すること）

エ その他（延長することによって取扱を要する遺体数等）

⑦ 必要帳票等の整備

次の帳票等を作成、整備する。

ア 救助実施記録日計表

イ 死体処理台帳

ウ 死体処理費支出関係証拠書類

2 検視・検案に関する機関別活動内容

遺体は、人心の安定・遺族の心情等を考慮し、速やかに遺族に引き渡す必要がある。そのため、迅速な検視・検案体制の確立が必要である。

検視・検案は、原則として同一場所で集中的に実施することとし、市は、必要な体制を確立する。

（1）検視・検案に関する機関別活動内容

① 市

市長は、関係機関の協力を得て、災害発生後速やかに遺体収容所を開設して運営に当たり、検視・検案を迅速かつ的確に行える体制を確立する。なお、遺体収容所の開設状況について、都及び警察署に報告する。

遺体収容所の開設・運営等に関して、市の対応能力のみでは十分でないと認められるときは、都及び関係機関に応援を要請する。

② 都（福祉保健局）

都福祉保健局長は、監察医等による検案班を編成して遺体収容所等に派遣し、速やかに遺体の検案及びこれに必要な措置を講ずる。

③ 福生警察署

警察署は、検視班を遺体収容所に派遣する。

検視班は、検視規則及び死体取扱規則並びに大震災発生時における多数死体取扱要綱等に基づき、遺体の検視及びこれに必要な措置を講ずる。

④ 羽村市医師会

市医師会の医療救護班等は、市の要請に基づき、必要に応じて遺体の検案に協力する。

⑤ 羽村市歯科医師会

市歯科医師会の医療救護班等は、市の要請に基づき、必要に応じて遺体の検視に協力する。

⑥ 日赤東京都支部

日赤東京都支部の医療救護班等は、市の要請に基づき、必要に応じて遺体の検視・検案に協力する。

(2) 市民への情報提供

災害発生時における検視・検案遺体の引き渡しを円滑に実施するためには、検視・検案体制に係る的確な情報を市民に提供する必要がある。

このため、市は、都及び関係機関と連携し、死亡者に関する情報提供を行う体制を確立する。

(3) 遺体の身元確認

① 市

市は、遺体の身元を確認し、死体処理票及び遺留品処理票を作成の上納棺し、氏名及び番号を記載した「氏名札」を棺に貼付する。

また、遺体収容所において死亡届の受理及び火葬許可証又は特例許可証を発行する。

3 火葬

災害時は、死亡者が多数発生することや、火葬場が被災して機能低下するなどにより、困難が予想される。このような状況下において、遺体を迅速かつ適正に火葬するために必要な措置を講ずる。

(1) 火葬許可証の発行

災害時に多数の死亡者が発生した場合、通常火葬許可証の発行体制では事務の混乱が予想され、遺体の迅速かつ的確な処理に支障を来し、公衆衛生上の問題が発生する可能性が高い。

このため、市は、遺体収容所等において死体火葬許可証の迅速な発行に努めるものとする。

(2) 火葬体制の確立

都内全域及び近隣県等の火葬場を活用して広域的に火葬を行う体制を確保することを目的に、都は、市区町村及び関係機関等と協議のうえ、「東京都広域火葬実施計画」を策定した。この計画に基づき、遺体の保存等にかかわる資機材の確保、遺体の搬送、火葬の協力等について、関係団体と協定を締結し、災害時における円滑な広域火葬体制の整

備を行った。

(3) 広域火葬の実施

市は、都内で広域火葬が実施される場合に、都と調整を図り、広域火葬体制の円滑な実施を図る。

- ① 平常時に使用している火葬場の被災状況を把握し、その火葬場で火葬を行うことが困難と判断した場合には、都に広域火葬の応援・協力を要請する。
- ② 住民に対し、都内全域が広域火葬体制にあることを周知し、理解と協力を求める。
- ③ 都の調整により割り振られた火葬場に、火葬に必要な事項を確認する。
- ④ 遺体の搬送に必要な車両を確保する。交通規制が行われている場合には、災害対策基本法施行令第32条の2に定める、緊急自動車により行う。また、遺体収容所から受け入れ火葬場まで遺体搬送のための措置を講じ、区域内で対応できない状況となった場合には、都に対して遺体搬送手段の確保を要請する。

(4) 身元不明遺体の取り扱い等

身元不明遺体の取り扱いに適正を期するため、区市町村、都及び福生警察署等関係機関は、適切な連携体制を保持する。身元不明遺体の身元確認調査については、福生警察署及び市が協力して行うことを原則とする。

- ① 福生警察署より引き継いだ身元不明遺体の適正な保管に努め、一定期間（おおむね1週間）を経過した身元不明遺体を火葬する。その際、火葬台帳、火葬費支出関係の根拠書類等を作成・保存する。
- ② 身元不明遺体の遺骨を遺留品とともに遺骨遺留品保管所に保管し、1年以内に、引取り人が判明しない場合には、身元不明者扱いとし、都営納骨堂等に保管する。また、引取り人のない焼骨については、火葬場から引き取り、引取り人が現れるまでの間、保管する。

(5) 死亡者に関する公開

大規模災害発生時における遺体の引き渡し等を円滑に実施するため、都は、警視庁、区市町村、関係機関等と連携し、都内の広域的な死亡者に関する情報を都民に提供する体制を確立するため、条件整備に努める。

市は、大規模災害に伴う死亡者に関する広報に関して、都及び福生警察署と連携を保ち、市庁舎・遺体収容所等への掲示、情報機関への情報提供、問い合わせ窓口の開設等、地域住民等への情報提供を行う体制の条件整備に努める。